

板橋区文化芸術・多文化共生庁内調整会議設置要綱

(令和元年12月23日区長決定)

(令和2年4月1日一部改正)

(令和4年4月1日一部改正)

(設置)

第1条 板橋区における文化芸術の振興及び多文化共生の推進にかかる施策について検討し、庁内の調整を図るため、板橋区文化芸術・多文化共生庁内調整会議（以下「調整会議」という。）を設置する。

(組織)

第2条 調整会議は、別表に掲げる者をもって構成する。

2 会長は、区民文化部長とし、副会長は、地域教育力担当部長とする。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるときは、その職務を代理する。

(所掌事項)

第3条 調整会議は、次の各号の事項を所掌する。

(1) いたばし文化芸術・多文化共生ビジョンに盛り込むべき施策の検討・調整に関すること。

(2) いたばし文化芸術・多文化共生ビジョンの進行管理に関すること。

(3) その他調整会議が必要と認める事項

(会議の運営)

第4条 調整会議は、会長が招集する。

2 会長は、調整会議を統括する。

3 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させることができる。

4 委員は、やむをえない理由によって会議に出席できないときは、自ら指名する者を代理出席させることができる。

(下部組織)

第5条 第3条に掲げる所掌事項の具体的な検討に当たって、調整会議の下に分科会を設けることができる。

(庶務)

第6条 調整会議及び分科会の庶務は、区民文化部文化・国際交流課が処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

付 則

1 この要綱は、令和元年12月23日から施行する。

2 板橋区文化芸術振興検討会議設置要綱（平成25年8月29日区長決定）及び「板橋区多文化共生まちづくり検討会議」設置要綱（平成22年6月8日区長決定）は、廃止する。

付 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

付 則

この要綱の一部改正は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

1	区民文化部長	会長
2	教育委員会事務局地域教育力担当部長	副会長
3	政策経営部政策企画課長	
4	政策経営部財政課長	
5	政策経営部ブランド戦略担当課長	
6	危機管理部地域防災支援課長	
7	区民文化部戸籍住民課長	
8	区民文化部文化・国際交流課長	庶務
9	産業経済部産業戦略担当課長	
10	産業経済部くらしと観光課長	
11	健康生きがい部長寿社会推進課長	
12	福祉部障がい政策課長	
13	子ども家庭部子ども政策課長	
14	資源環境部環境政策課長	
15	都市整備部都市計画課長	
16	土木部みどりと公園課長	
17	教育委員会事務局学務課長	
18	教育委員会事務局生涯学習課長	
19	教育委員会事務局中央図書館長	